



令和 7 年 3 月 17 日
九州地方整備局
建政部

建設業者に対する監督処分について

国土交通省九州地方整備局は、本日、株式会社 塩月工業（福岡県春日市）に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

【問い合わせ先】

九州地方整備局 建政部 建設産業課長 國府田 直昭（内線 6 1 4 1）
建設産業課長補佐 高島 幸伸（内線 6 1 3 0）

電話番号：092-471-6331（代表） 092-409-4201（直通）

FAX 番号：092-476-3511

建設業者に対する監督処分について

国土交通省九州地方整備局長は、本日、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号	許可番号	代表者	所在地
株式会社 塩月工業	国土交通大臣許可 (般特-04) 第12163号	塩月 啓司	福岡県春日市

2. 処 分 内 容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

- 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - 施工現場等における安全管理体制について、一層の強化を図ること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下、「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し、必要な研修等を継続的に行うこと。
- 前項各号について講じた措置（同社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

3. 処 分 理 由

同社が一次下請として請け負った島根県松江市に所在する島根原子力発電所における地盤改良工事において、労働者に鉄骨の撤去・搬出作業を行わせるに当たり、同労働者の頭上にある均しコンクリートが落下することにより、同労働者が死亡する事故が発生した。

この件について、労働者の労働災害を防止するための必要な措置を講じなかったとして、令和6年8月27日に松江簡易裁判所より労働安全衛生法等違反で、同社及び同社現場代理人は略式命令（罰金刑）を受け、いずれもその刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。